



# 宮 崎 県 公 報

平成27年 8 月17日 (月曜日) 第 2718 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

公 告	頁
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 1	○土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …………… (農村整備課) 1
	○落札者等の公告…………… 1
	公安委員会公告
	○警備員等の検定の実施について…………… 1

## 公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス小林西店  
小林市大字細野字榎原1567-1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 2 項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更  
平成27年 6 月22日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年 8 月17日から平成27年 9 月17日まで

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、速日峰土地改良区 (延岡市) から平成27年 3 月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、北郷町土地改良区 (日南市) から平成27年 4 月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年 8 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
電子入札等システムサービス利用業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県県土整備部管理課入札制度担当  
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年 6 月 8 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社宮崎支店  
宮崎市錦町 1 番10号宮崎グリーンズフィア壺番館
- 5 随意契約に係る契約金額  
253,938,240円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372号) 第10条第 1 項第 1 号に基づく随意契約

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第21号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年 8 月17日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	2 級	平成27年11月18日 (水) 午前 9 時30分から午後 5 時ころまで
	1 級	平成27年11月19日 (木) 午前 9 時30分から午後 5 時ころまで

※当日の受付は、午前 9 時から 9 時30分までに済ませること。

<p>2 実施場所 宮崎市清武町今泉丙2559番地 1 宮崎県建設技術センター</p> <p>3 定員 各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）</p> <p>4 受検資格</p> <p>(1) 2 級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員</p> <p>(2) 1 級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者 イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの</p> <p>5 検定申請手続</p> <p>(1) 受付期間、時間 平成27年10月 5 日（月）から10月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>(2) 検定申請書等提出先 申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）</p> <p>(3) 提出書類 ア 検定申請書 1 通 イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。） ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。） エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） オ 空港保安警備 2 級検定合格証明書の写し及び空港保安警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（1 級検定申請者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。） カ 1 級検定受験資格認定書（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。） キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>6 手数料 検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。</p> <p>7 検定の方法 学科試験及び実技試験により行う。 なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。 また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の</p>	<p>実技試験は行わない。</p> <p>(1) 学科試験の内容 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 乗客等の接遇に関すること。 エ 手荷物等検査に関すること。 オ 空港に関すること。 カ 空港保安警備業務の管理に関すること。（1 級に限る。） キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験の内容 ア 乗客等の接遇に関すること。 イ 手荷物等検査に関すること。 ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。（1 級に限る。） エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>8 その他 (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。 (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。 (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。 (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当（電話代表0985-31-0110）に行うこと。</p>
---	---